

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 25 日現在

機関番号：32511

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530751

研究課題名(和文) 児童虐待死亡事例について司法記録等の分析から効果的な介入のポイントを検証する

研究課題名(英文) Examinations of the point of effective intervention from the analysis of the judicial records in child abuse death cases.

研究代表者

齋藤 知子 (SAITO, Tomoko)

帝京平成大学・現代ライフ学部・講師

研究者番号：10460289

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：児童虐待死亡事例について裁判記録等を用いて検証を行い、分析した。従来の検証報告に、裁判記録等から得られた新たな情報を加味して、事例研究会資料を作成し、それらを用いて事例研究会を開き、虐待死予防の効果的な介入のポイントの発見について検証した。  
本研究の裁判記録等を用いる方法は従来の検証では見えづらかった加害親の状況に接近でき、新たな情報を得ることで、重要な介入ポイントの発見の手掛かりとなる。また、裁判記録を用いた検証結果を事例研究の資料にすることで、児童虐待に関わる専門職の職員研修に、活用する有効性を提案した。この方法は児童虐待死に関わる専門職の育成に大きな前進をもたらすものと考えられる。

研究成果の概要(英文)：This report investigated, analyzed and validated Child abuse death cases, using trial records. I added some findings obtained from the trial records to the existing method and built a new method which seems to be more effective. Then I held an case examination meeting to verify the new method which better than the existing one.  
The merit of this new method is for us to be able to take it into consideration what kind of situation the abuser parents are in. Also, this new method could pave the way to a better training program for professionals involved in child abuse death.

研究分野：社会福祉

キーワード：児童虐待死 裁判記録 検証報告 事例研究

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 児童虐待の現状

今日、親からの虐待によって、子どもが死亡するという事件が、連日のようにマスメディアで報道されている痛ましい現状がある。その内容は、子どもの状況や家族などの詳細な点についての違いこそあれ、似たような事件が場所をかえ、時をかえ、くり返されており、児童相談所などの関係機関が関わっていた場合には、「なぜ、虐待死を防ぐことは出来なかったのか」と問われている。そのような状況の中で、児童虐待は深刻な社会問題となっており、児童福祉はもちろんのこと、心理、医療、教育、司法など様々な分野で取り上げられ、防止に向けた取り組みが進んでいる。

### (2) 児童虐待への対応

2000(平成12)年に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定・施行されたが、施行後も、子どもに対する親からの虐待による死亡事件は減少していない。このような状況の中、2004(平成16)年10月に厚生労働省社会保障審議会児童部会の下に、「全国の児童虐待による死亡事例等を分析・検証し、児童虐待への対応に携わる関係者が認識すべき共通の課題を明らかにし対応策の提言を行うこと」を目的として、「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置され、これまでに「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」が毎年、報告されている。

## 2. 研究の目的

研究の目的は、裁判記録を用いて、児童虐待死亡事例を再検証し、虐待死に至るプロセスを明らかにし、有効な介入について検討することである。裁判記録等を用いることで、児童虐待による死亡事件の加害者や関係者の供述内容や詳細な経過に近づき、「なぜ、虐待をして死亡させてしまったのか」という動機を知り、「どうすれば防げたのか」という裁かれる側の弁明を聞くことで、社会的背景を含めた、虐待に至り死亡させてしまった要因を検討する。この研究方法は、加藤悦子(2005)が高齢者分野において「介護殺人」の中で用いたものを児童虐待で応用したものである。

さらに本研究では、裁判記録を用いて検証した結果から資料を作成し、事例検討会を開催するという方法で、児童虐待死に関わる専門職が、より適した対応を見出すことを目指す。

## 3. 研究の方法

### (1) 本研究の方法

児童虐待死亡事例について裁判記録等の分析を行う方法論を開発し、それに基づく事例検討会の実施方法を示すという2つの方法を用いている。

方法1では、児童虐待死亡事例について、

各機関から発表されている検証報告に、裁判記録等から得た情報を加えて分析を行う。特に、加害親の動機、虐待に至り死亡させてしまった要因・経過について、従来の検証報告では見えてこなかった事実が明らかにされている点に注目した。分析に際しては、従来の検証報告と裁判記録を用いた場合の違いが明確に示せることを大きな視点として中核に据え、事例検討会に適用できるようなフォーマットや表現方法の開発を行った。

方法2として、方法1の分析結果を資料として、インシデント・プロセス方式を用いて有識者や関係機関等の支援者・経験者などの参加を得て事例検討会を開いた。そこでは、事例ごとに虐待死に至ったプロセスを分析し、虐待死防止に向けて、より効果的な介入のポイントについて再検証した。

本研究の2つの方法を、以下の図1に示す。

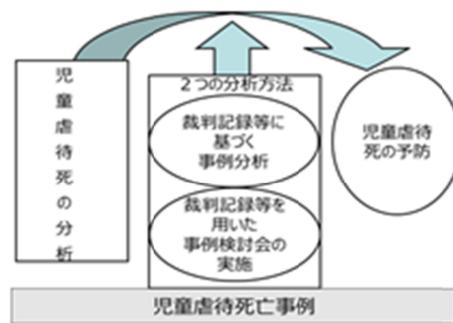


図1 本研究における児童虐待死の分析方法

### (2) 研究に用いる資料

研究に用いる資料については、以下のとおりである。

#### 1) 児童虐待死亡事例の刑事事件確定裁判記録等

国や地方公共団体による児童虐待死亡事例報告や先行研究などを踏まえ、子どもに対する親からの虐待による死亡事件について、刑事確定訴訟記録法第4条第53条に基づき検察庁に閲覧請求を行い、閲覧が許可された文書を主な分析資料として用いた。具体的な手続きについては、以下に箇条書きで示す。

調査に出向くことが可能な関東圏の地方公共団体で、児童虐待死亡事例について検証委員会を設置し、報告結果をインターネット上に公開している事例を選び調査した。

上記事例について、当該検察庁に研究目的を理由とし、閲覧申請書を提出する。

閲覧が許可された裁判記録等を、当該検察庁に行き、閲覧、許可された記録については複写を行う。許可される記録の内容や量は検察庁や事件ごとによりかなりの違いがある。

その際に指定された誓約書に許可された閲覧についての遵守事項に誓約し、提出する。

#### 2) 国や地方公共団体による児童虐待死亡事例報告

すでに公表されている当該事例に関する児童虐待死亡事例検証を資料とする。ほとんどの場合がインターネット上で公表されている。

#### 4. 研究成果

本研究では、A 県で実際に、検証し報告されている 4 事例について、裁判記録を用いて、この 2 つの方法で検討を行い、検証記録だけでは到達し得なかった児童虐待死防止に有効な支援・介入の観点を事例ごとに明示する。検証に用いた事例の概要については、以下の表に示す。

表 1 裁判事例検証に用いた事例概要

報告年・市	発生年	被害児	加害者	関係機関
H16 A 市	H16	14 歳 男児	実母・姉 姉友人	児相
H16 B 市	H17	3 歳 女児	実父	児相
H20 C 市	H18	1 歳 男児	実父	県保健所
H20 D 市	H19	2 歳 女児	実母の内夫	他県児相 A 県児相

#### (1) 裁判記録等を用いた事例検討方法の開発

##### 1) 事例の提示資料の作成

検証報告と裁判記録からの情報を時系列に整理し、パワーポイント資料を作成し、参加者が理解を深めやすいよう作成した。

以下の図 2 は、行政検証報告と裁判記録等の経過の比較の作図の方式である。

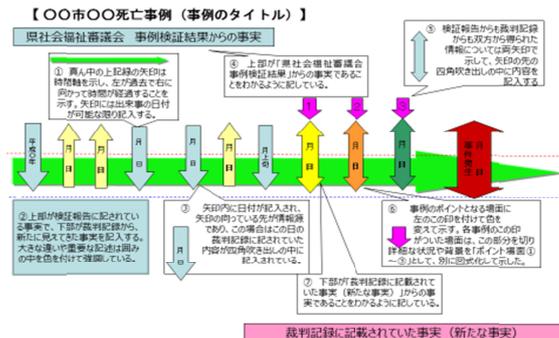


図 2 行政検証報告と裁判記録等の経過の比較の作図の方式

##### 2) 重要な局面についての検証

事例全体を事例ごとに適切な 2 から 3 の局面に分け、検討する。局面の数は事例の長さによって変化するものであり、本事例では上記のポイント場面を 3 つに分けて実施した。局面の切れ目は事例担当者が援助を実施する場面に挿入することが必要である。偏る可能性がある。ソーシャルワーカーとしての純粋な視点を生かしていくために、職場の利害関係を意識せずに検討できる立場のものを入れる。

以下の図 3 は、重要な局面と思われる場面について、検証報告と裁判記録等のそれぞれ

の情報を「ポイント場面」として、作図する際に用いた方式を示したものである。

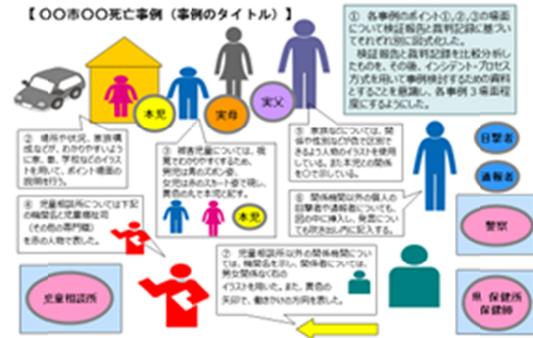


図 3 ポイント場面の状況を表した作図の方式 (検証報告・裁判記録)

#### (2) 事例検討会の開催による効果

##### 1) 当事者性を踏まえた分析による視野拡大

裁判記録等を用いる方法は、現在、行政機関が実施している検証方法と違って、加害親の心境、状況、反応、行動に近づくことが出来る数少ない手段のうち、実現可能な方法である。従来の検証では、関わった機関の側からのみの見解であったが、裁判記録等を用いることで、加害親が児童相談所などの関係機関からの関わり（面接や家庭訪問）や通報者による通報等に対して、どのようなことを感じ（心境）、行動していたか（反応）、その時の環境・置かれていた状況はどのようなものであったかが、記されていて、知ることが出来る。このことから、児童虐待に関わる支援者や関係者は、当事者性を踏まえた分析によって、新たな視点を経験し、視野の拡大につながるものである。

##### 2) 裁判記録等を用いた事例研究方法の有効性

###### 実証的検証によって専門性の向上

本研究が提案する事例検討会は、実際に生じた児童虐待死事例について、裁判記録をもとに、実証的検証を加えることで、専門性の向上を目指すものである。児童虐待死亡事例は、専門職が関わったにも関わらず、結果的には子どもが死亡するという「失敗」「反省」思考が求められるが、その原因を明らかにしてこそ、これからの実践に活かされるものである。

裁判記録を用いるには、フォーマットや表現方法を開拓し、精緻化していただくだけでなく、事例検討という臨床的な感覚や見識を共有し合う場の設定を行うことが重要であると考えた。

このような事例検討の場が設定されることで、裁判記録を用いた事例検討が、児童虐待死に関わる専門職種の育成に活用できると考え、関係機関の専門職によって実施した事例検討会では、この新しい裁判事例研究が事例検討会という場を通して、虐待死予防のソーシャルワーク実践の発見と開発に役立つことを検証した。

実践者に介入法の選択と実施の支援

今日、根拠に基づくソーシャルワークは重要な位置付けとなっており、科学的根拠に基づいた専門性の確立は、ただ経験や年齢で培われるものではなく、その科学的根拠（エビデンス）に基づいて明確にされることが求められる。竹内（2010）は、「実証的に検証されたデータを体系的に収集し、そこで得た知識と手順が、援助目的に最も適切で効果的な結果をもたらすように実践者に介入法の選択と実施を支援するものである。」と、検証結果を支援に活用する効果について述べている。

(3) 研究成果からの考察

1) 児童虐待死亡事例検証の新たな方法の提案

裁判記録の閲覧を全件に導入

裁判記録を用いて資料を作成し分析した結果を、さらに事例検討会に用いて検討することは、行政機関の検証報告では見ることが出来なかった加害親や被害児の状況が明らかになり、そこから当事者に対しての必要な支援について、事例検討を行うことで、今後の児童虐待死防止に重要な知見を得ることが出来た。そこで、本研究では、従来実施されている児童虐待死亡事例検証に加えて、裁判記録を用いることを提案する。

裁判記録を用いた検証結果の活用

裁判記録等を事例分析の対象とし、事例検討会を開いたことは、今後の児童虐待死防止に向けた専門職の実践に活かせる方法であると考えられる。

このことは、臨床研究を基礎に置く社会福祉学の実証科学研究に新たな提案をしたと言える。さらに、今後は専門性の高いメンバーを固定した事例検討会を実施し、効果測定を実施していく必要があると考える。

裁判記録等を事例分析の対象とし、事例検討会を開いたことは、今後の実践に活かせる方法を提示し、臨床研究を基礎に置く社会福祉学の実証科学研究に新たな提案をしたと言える。さらに、今後は、専門性の高いメンバーを固定した事例検討会を実施し、効果測定を実施していく必要があると考える。

最後に裁判事例研究方法とその活用の意義を以下の図4に示した。

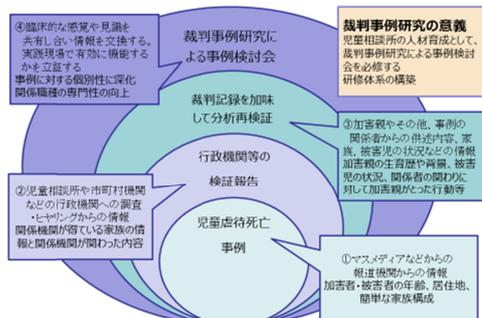


図4 裁判事例研究方法とその活用の意義

<引用・参考文献>

厚生労働省, 子ども・子育て支援, 児童虐待対策「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第7次報告)」(最終検索日/2013.11.27) [http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/index\\_7.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/index_7.html)

厚生労働省, 子ども・子育て支援, 児童虐待対策「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第10次報告)」(最終検索日/2015.1.27) [http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/index\\_10.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/index_10.html)

厚生労働省, 子ども・子育て支援, 児童虐待対策「子ども虐待の手引き」 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv36/dl/02.pdf> (最終検索日 2013.11.27)

齋藤 知子 2012 児童虐待死亡事件について判例を用いたソーシャルワークの検討 帝京平成大学紀要 第23巻 第1号, 1-16

厚生労働省, 子ども・子育て支援, 児童虐待対策「児童虐待による死亡事例の検証結果等について「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第1次報告 平成17年4月」 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/04/h0428-2.html> (最終検索日/2013.11.27)

齋藤 知子 2001「児童養護の現場から見た子どもの人権の現況とその法的考察 被虐待児童の児童福祉施設収容承認申立事件-事例研究を中心として-」 埼玉大学大学院経済科学研究科修士論文

小木曾 宏 2002 子ども家庭支援実践におけるソーシャル・スキル 上野加代子・鈴木崇之・小木曾 宏・野村 知二編 児童虐待時代の福祉臨床学 明石書店 80-99

平湯 真人 2010 虐待防止システムの進歩と法律の役割 子どもの虐待とネグレクト Vol.12 NO.1, 25-27

岩瀬 徹 2012 ある虐待事件を通じてみた児童虐待への法的介入の問題点 町野 朔・岩瀬 徹編 児童虐待の防止 児童と家庭、児童相談所と家庭裁判所 有斐閣 313-333

Reder, P., Duncan, S. 1999 LOST INNOCENTS A Follow-up Study of Fatal Child Abuse London; Routledge (小林美智子・西澤哲監訳 子どもが虐待で死ぬとき 虐待死亡事例の分析 明石書店)

宮島 清 2009 児童虐待の援助のあり方についての考察 平成18年に死亡した事例の分析をとおして児童虐待を考える 社会事業研究 第48巻, 46-52

山口 幸男 2005 米国における司法ソーシャルワークの役割 司法福祉学 研究 NO.5, 77-81

加藤 悦子 2005 介護殺人 司法福祉の視点から クレス出版

- 藤原 正範 2012 刑事裁判とソーシャルワーク 日本司法福祉学会編 司法福祉 生活書院 40-59
- 加藤 幸雄 2012 司法福祉とは 日本司法福祉学会編 司法福祉 生活書院 9-20
- 鈴木 昭・藤沢 直子・水品 きく枝他 2008 裁判例にみる子ども虐待死過程の実証的研究 子どもの虐待とネグレクト Vol.10 NO.1, 54-65
- 藤原 正範 2011 司法福祉の事例研究 司法福祉学研究(日本司法福祉学会) NO.11 100-122
- 高橋 祥友 2007 心理学的剖検の成立過程とわが国における調査事例が増加しない点に関する考察 自殺の実態に基づく予防対策の推進に関する研究 www.ncnp.go.jp/nimh/keikaku/kisochousa/pdf/1905.pdf 最終検索日/2014.2.21)
- 竹内 正 2010 心理学的剖検の実施及び体制に関する研究 心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究 こころの健康科学研究事業総括 9-23 www.ncnp.go.jp/nimh/keikaku/kisochousa/pdf/1003193.pdf (最終検索日/2014.2.21)
- 岩間 伸之 2004 ソーシャルワーク研究における事例研究法 ソーシャルワーク研究 Vol.29 .NO.4, 36-41
- ⑳ ソーシャルワーク研究会編集部 2003 インシデント・プロセス方式を用いた事例研究会 ソーシャルワーク研究 Vol.29 NO.1, 56-78
- ㉑ Stein,A 2005 Prologue to Violence : Child Abuse , Dissociation , and Crime USA :Routledge (アビー・スタイン著 一丸藤太郎、小松貴弘監訳 児童虐待・解離・犯罪・暴力・犯罪への精神分析的アプローチ 創元社 2012)
- ㉒ 松本伊智朗 2007 介入と支援のはざま - 本書の課題と構成 - 小林美智子・松本伊智朗編著 子ども虐待-介入と支援のはざままで- 明石書店 9-24
- ㉓ Dekker,S 2009 JUST CULTURE Balancing Safety and Accountability UK ; Ashgate Pub Co (芳賀 繁監訳 ヒューマンエラーは裁けるか JUST CULTURE 東京大学出版社 2009)
- ㉔ 湯原 悦子 2012 介護殺人事件の事例研究 司法福祉学研究 NO12, 120-133,
- ㉕ 藤井 美和 2003 ヒューマンサービス領域におけるソーシャルワーク研究法 ソーシャルワーク研究 VOL29, NO4, 28-35
- ㉖ 岩城 正光 2013 国や地方公共団体死亡事例検証報告書から見えてくる課題 子どもの虐待とネグレクト Vol.15 NO.1,7-23,
- ㉗ 三枝 有 2012 児童虐待の刑事的介入 子どもの虐待とネグレクト Vol.14 NO.3, 328-334

## 5. 主な発表論文等

(雑誌論文)(計5件)

- 齋藤知子「裁判記録等を用いた児童虐待死の事例検討について」司法福祉学研究 15号 査読有 日本司法福祉学会 2015年8月発行予定
- 齋藤知子「裁判記録等を用いた児童虐待死の事例検討方法の開発とその有用性の研究」論文審査有 日本社会事業大学院 博士後期課程 博士論文 2014年
- 齋藤知子 「施設養護と専門機関や地域資源との連携(分担執筆)」千葉茂明編著 保育者養成シリーズ「社会的養護」査読無し 一芸社 2014年 169-184
- 齋藤知子 「相談援助の事例 保育所」相澤譲治・井村圭壯編著 児童家庭福祉の相談援助(分担執筆) 査読無し 建帛社 2014年 115-125
- 齋藤知子「児童虐待死亡事件について判例を用いたソーシャルワーク検討」帝京平成大学紀要 査読有 第23巻第1号 2012年 1 16

(学会発表)(計8件)

- 齋藤知子 「子ども家庭福祉の事例検討を用いた人材育成への示唆」日本児童養護実践学会 第7回研究大会分科会発表 2015年2月28日 昭和女子大学(東京都世田谷区)
- 齋藤知子「児童虐待死亡事件の裁判記録を用いた検証について～検証結果から事例検討を実施し防止策を考える～」日本子ども虐待防止学会第19回 学術集会 信州大会 自由研究発表 2013年12月15日 信州大学(長野県松本市)
- 齋藤知子「裁判記録の事例分析 事例分析とその活用 による専門職 専門職養成研修の可能性」第61回 日本社会福祉学会秋季大会 自由研究発表 2013年9月21日 北星学園大学(北海道札幌市)
- 齋藤知子「児童家庭支援センターにおける親子支援 - 親・家族支援の充実で子どもへのフィードバックを目指す - 」日本児童養護実践学会 第5回研究大会 大会実行委員長 分科会発表 2013年2月9日 帝京平成大学(東京都豊島区)
- 齋藤知子「児童虐待死亡事件の裁判記録を用いた検証について」～検証結果から事例検討を実施し防止策を考える～ 日本子ども虐待防止学会 第18回学術集会 高知大会 自由研究発表 2012年12月8日 高知県立大学(高知県高知市)
- 齋藤知子「保育所におけるファミリーソーシャルワーカーの必要性 - K市での聞き取り調査と裁判記録を活用した死亡事例の分析からの考察 - 」日本社会福祉学会全国大会第60回 特定課題セッション指定討論者 2012年10月20日 関西学院大学(兵庫県西宮市)

齋藤知子 「児童虐待死亡事件について  
裁判記録等を用いた事例研究からの考察」  
第13回 日本司法福祉学会 東京大会  
自由研究発表 2012年8月4日

東洋大学(東京都文京区)

齋藤知子 「児童虐待死亡事件の裁判記録  
を用いた検証方法」日本子ども虐待防止  
学会 第17回学術集会 いばらぎ大会  
自由研究発表 2011年12月3日 つくば

国際会議場(茨城県つくば市)

齋藤知子 「児童虐待死亡事例について司  
法記録等を用いた検証について」日本司  
法福祉学会 おおさか大会 2011年9月  
4日 関西福祉科学大学(大阪府柏原市)

5. なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

齋藤 知子 (SAITO, Tomoko)

帝京平成大学・現代ライフ学部

・講師

研究者番号: 10460289